

## 開始届・完了届の提出について

### 1 開始届（第8号様式）

#### （1）提出時期

- ・工事を開始した日から5日以内に届け出ください。（郵送可）

#### （2）記入上の注意

- ・届出者は、許可書記載の名義を記入してください。
- ・「開始した年月日」は、実際に工事を開始した日を記入してください。
- ・「行為の期間」は、許可書記載の「行為期間」を記入してください。  
（実際の工期ではありません。）

### 2 完了届（第8号様式）

#### （1）提出時期

- ・工事を完了した日から5日以内に届け出ください。

#### （2）記入上の注意

- ・届出者は、許可書記載の名義を記入してください。
- ・「完了した年月日」は、実際に工事が完了した日を記入してください。
- ・「行為の期間」は、許可書記載の「行為期間」を記入してください。  
（実際の工期ではありません。）

#### （3）添付書類

- ・完了届には、許可を受けた工事の施工内容が確認できるよう、施工前、完了時の全景（原則4方向）写真（撮影年月日明示）を添付してください。
- ・その際、行為地が県施工急傾斜地崩壊防止施設に隣接している場合は、県施設と申請された施設（建築物、工作物など）との位置関係がわかる写真を添付してください。また、特に、県施設と接近した行為であるとして、許可申請時に念書を提出した場合は、申請書記載距離のスケール写真（遠景、近景）を添付してください。

注）以下の場合、事前に申請が必要となります。

#### ○ 変更許可申請書（第3号様式）

- ・工事が作業期間内に完了する見込みがない場合（工期変更）  
遅くとも許可期間満了の20日前までに提出してください。
- ・申請内容と異なる工事を行う場合（内容変更）

#### ○ 地位譲渡許可申請書（第7号様式）

- ・許可受者が売買等で変わった場合

注）様式は、当所ホームページ内「許認可指導課のページ」「業務・申請等の案内」「急傾斜地法の許可等」「8審査基準・申請様式等」「（2）申請様式等」「・申請・届出等の様式」をご利用ください。

#### 連絡先

横浜川崎治水事務所 横浜市西区岡野2丁目12-20（横浜西合同庁舎内）

TEL 045-411-2508（許認可指導課）

FAX 045-411-2602

※ 窓口受付日時は、月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

（午前）9：00～12：00

（午後）1：00～4：00 です。